

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行	
別表第1		別表第1	
機 関	事 務	機 関	事 務
区長	1 <u>墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）による結核・精神医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	区長	〔新設〕
	1の2 <u>墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年墨田区条例第14号）による葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		1 〔同左〕
	1の3 <u>墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</u>		1の2 〔同左〕
	2～13 〔略〕		2～13 〔略〕
	13の2 <u>墨田区特別永住者障害特別給付金支給事業実施要綱（平成21年3月31日20墨福障第1674号）による特別永住者障害特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		〔新設〕
14～34 〔略〕	14～34 〔略〕		
教育委員会	〔略〕	教育委員会	〔略〕
別表第2 〔別紙のとおり〕		別表第2 〔別紙のとおり〕	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。